

市第21号議案

横浜市港湾施設使用条例の全部改正
横浜市港湾施設条例を次のように定める。

平成30年9月11日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市港湾施設条例

横浜市港湾施設使用条例（昭和24年9月横浜市条例第49号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 港湾施設の使用

第1節 使用許可（第4条—第11条）

第2節 行為許可（第12条・第13条）

第3節 設置等許可（第14条・第15条）

第4節 占用許可（第16条・第17条）

第3章 使用料等（第18条—第20条）

第4章 指定管理者による管理（第21条—第25条）

第5章 港湾施設の管理（第26条—第29条）

第6章 港湾運営会社への貸付け（第30条—第33条）

第7章 雑則（第34条）

第8章 罰則（第35条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）その他の法令に定めるもののほか、横浜市（以下「市」という。）の港湾施設及び国から貸付けを受け、又は管理を委託された港湾施設の利用及び管理に関し必要な事項を定めることにより、港湾施設の適切な管理運営を図ることを目的とする。

（港湾施設）

第2条 この条例において「港湾施設」とは、法第2条第5項に規定する港湾施設及びこれに準ずる施設をいう。

2 港湾施設の設置及び管理について必要な事項は、市長が告示する。

（港湾施設の管理運営）

第3条 市は、港湾施設を円滑かつ安全な利用ができる状態に保つこと及びその機能が十分に発揮されることを目的として、管理運営するとともに必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項の目的を達成するために必要があると認める場合は、港湾施設の利用に係る総合的な調整を行うとともに、港湾施設を利用する者その他の関係者に協力を要請することができる。

3 前項の規定による要請を受けた者は、これに協力するよう努めなければならない。

第2章 港湾施設の使用

第1節 使用許可

（使用許可）

第4条 別表第1第1号又は別表第4第1号に規定する港湾施設を使用しようとする者は、市長（第21条第1項第1号に掲げる業務を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定

する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる場合
にあつては、当該指定管理者。次項及び第3項、第5条第3項及
び第4項、第7条、第8条、第9条本文並びに第26条において同
じ。）の許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変
更しようとする場合も、同様とする。

2 市長は、前項の許可に港湾施設の管理上必要な条件を付けるこ
とができる。

3 市長は、港湾施設の使用が次のいずれかに該当する場合は、第
1項の許可をしないものとする。

(1) 港湾施設の設置の目的に反するとき。

(2) 港湾施設の管理上支障があるとき。

(3) 公益を害するおそれがあるとき。

(4) その他市長が必要と認めたとき。

（使用区分）

第5条 前条第1項の許可に係る港湾施設の使用は、専用使用、定
期使用及び一般使用に区分する。

2 専用使用とは、3年以内の期間を定めて、港湾施設をその使用
目的に従い使用することをいう。

3 定期使用とは、1年以内の期間において市長が指定した日に、
港湾施設をその使用目的に従い使用することをいう。

4 一般使用とは、15日以内の期間（特に市長の許可を受けた場合
は、当該許可を受けた期間）を定めて、港湾施設をその使用目的
に従い使用することをいう。

5 専用使用、定期使用又は一般使用に供する港湾施設の種類は、
規則で定める。

(権利の譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可に係る権利を譲渡し、若しくは担保に供し、又は当該許可に係る港湾施設を第三者に使用させてはならない。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、当該許可を取り消し、若しくはこれを変更し、又はその他の必要な措置を講ずることができる。

- (1) 第4条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 当該許可の申請に不正があったとき。
- (3) 指定の期間内に使用料（別表第4第1号に規定する港湾施設にあつては、第24条第1項に規定する利用料金）を納付しないとき。
- (4) この条例又はこの条例の規定による命令に違反したとき。
- (5) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(工作物等の設備)

第8条 使用者は、第4条第1項の許可を受けて使用する場所に工作物その他の設備を設けようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。その設備を廃止し、又は変更しようとする場合も、同様とする。

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、港湾施設の使用を終了し、又は第7条の規定により許可が取り消された場合は、自己の負担において、直ちに原状回復をして、市長の検査を受けなければならない。ただし、市長が原状回復をする必要がないと認める場合は、この限りでない

。

(用途指定)

第10条 市長は、港湾施設の有効活用又は貨物の流通の円滑化を図る必要があると認める場合には、係留施設、荷さばき施設その他の港湾施設を指定して、船舶の種類別若しくは航路別又は貨物の仕向地別若しくは種類別にその用途を定め、使用させることができる。

2 前項の規定による用途の指定について必要な事項は、規則で定める。

(国際旅客船拠点形成港湾の指定に係る係留施設の優先使用)

第11条 市長は、法第50条の18第1項又は第3項の規定により協定を締結した者に、当該協定の定めるところにより、係留施設を優先的に使用させるものとする。

第2節 行為許可

(行為許可)

第12条 港湾施設において、別表第1第2号の表又は別表第4第2号の表の区分欄に掲げる行為をしようとする者は、市長（別表第3大さん橋の項、臨港パーク関連施設の項、日本丸メモリアルパークの項、横浜港シンボルタワーの項、八景島の項又は海づり関連施設の項に掲げる港湾施設（以下「大さん橋等」という。）においては、指定管理者）の許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更しようとする場合も、同様とする。

(準用)

第13条 第4条第2項及び第3項並びに第6条から第9条までの規定は、前条の許可について準用する。この場合において、これら

の規定（第9条ただし書を除く。）中「市長」とあるのは「市長（大さん橋等にあつては、指定管理者）」と、第7条第3号中「別表第4第1号に規定する港湾施設」とあるのは「大さん橋等」と読み替えるものとする。

第3節 設置等許可

（港湾緑地における設置等許可）

第14条 市以外の者が、市長が告示する港湾緑地（法第2条第5項第9号の3に規定する緑地をいう。以下この条及び第35条第2項第3号において同じ。）に、当該港湾緑地の機能の増進に資する施設を設置し、及び管理しようとする場合は、市長の許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 市長は、前項の施設が、市が自ら設置し、及び管理することが不適當若しくは困難な場合又は市以外の者が設置し、及び管理することで当該港湾緑地の機能の効率的な増進に資すると認められる場合に、同項の許可をすることができる。

3 第1項の許可の期間は、10年以内とする。

（準用）

第15条 第4条第2項及び第3項並びに第6条から第9条までの規定は、前条第1項の許可について準用する。この場合において、第7条第3号中「使用料（別表第4第1号に規定する港湾施設にあつては、第24条第1項に規定する利用料金）」とあるのは、「使用料」と読み替えるものとする。

第4節 占用許可

（占用許可）

第16条 港湾施設に工作物その他の物件又は施設（第8条の工作物その他の設備及び第14条第1項の施設を除く。）を設置することにより、当該港湾施設を占用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 前項の許可の期間は、10年以内とする。

（準用）

第17条 第4条第2項及び第3項、第6条、第7条並びに第9条の規定は、前条第1項の許可について準用する。この場合において、第7条第3号中「使用料（別表第4第1号に規定する港湾施設にあつては、第24条第1項に規定する利用料金）」とあるのは、「占用料」と読み替えるものとする。

第3章 使用料等

（使用料等）

第18条 第4条第1項又は第12条の規定により、港湾施設（大さん橋等を除く。）の使用の許可を受けた者は、別表第1に定める額の範囲内で規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

2 第14条第1項の許可を受けた者は、行政財産の用途または目的外使用に係る使用料に関する条例（昭和39年3月横浜市条例第7号）の規定の例により算定した額の使用料を納付しなければならない。

3 第16条第1項の規定により、港湾施設の占用の許可を受けた者は、別表第2に定める額の占用料を納付しなければならない。

（使用料等の減免）

第19条 市長は、必要があると認められる場合又は規則で定める場

合は、使用料及び占用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料等の返還)

第20条 既納の使用料及び占用料は、返還しない。ただし、市長は、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

第4章 指定管理者による管理

(指定管理者の指定等)

第21条 別表第3に掲げる港湾施設の管理に関する次に掲げる業務は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者に行わせるものとする。この場合において、同表に規定する同一の区分に属する港湾施設の管理に関する業務は、一の指定管理者に行わせるものとする。

- (1) 第4条第1項の許可及び大さん橋等に係る第12条の許可に関すること。
- (2) 港湾施設の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定める業務

2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、別表第3に定める方法により選定するものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、港湾施設の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

5 市長は、第2項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者

を選定しようとする場合は、特別の事情があると認めるときを除き、別表第5の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定評価委員会（第25条第1項に規定する指定管理者選定評価委員会をいう。以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

（指定管理者の指定等の公告）

第22条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

（管理の業務の評価）

第23条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第21条第1項各号に掲げる管理に関する業務について、別表第5の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる選定評価委員会の評価を受けなければならない。

（利用料金等）

第24条 第4条第1項又は第12条の規定により大さん橋等の使用の許可を受けた者は、指定管理者に対し、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第4に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 第19条及び第20条の規定は、利用料金について準用する。この場合において、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料及び占用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

（指定管理者選定評価委員会）

第25条 別表第5の右欄に掲げる担当事務を行うため、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定評価委員会を置く。

- 2 選定評価委員会は、それぞれ市長が任命する委員10人以内をもって組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第5章 港湾施設の管理

(利用の制限)

第26条 市長は、港湾施設を利用する者が当該港湾施設の機能を損なう行為、他人の迷惑になる行為その他危険な行為をし、又はそのおそれがある場合は、当該港湾施設の管理上必要な限度において、これらの行為をしないよう命ずることができる。

(物件の搬出又は撤去)

第27条 市長は、次に掲げる物件について、所有者その他の当該物件を管理する権限を有する者に対して、当該物件の搬出又は撤去を命ずることができる。

- (1) 港湾施設に放置してあるパレットその他の港湾施設の利用を妨げるもの
- (2) 許可を得ないで港湾施設に設置したもの
- (3) 公益上その他市長が必要と認めたもの

(港湾管理者以外の者の行う工事)

第28条 港湾管理者以外の者は、この条例の他の規定に基づく許可又は承認によるもののほか、港湾施設に関する工事の設計及び実施計画についてあらかじめ港湾管理者の承認を受けて、自己の負担により、当該港湾施設に関する工事を行うことができる。

(損害賠償)

第29条 港湾施設を毀損した者は、市長の命ずるところにより補修し、又はその損害を賠償しなければならない。

第6章 港湾運営会社への貸付け

(貸付け)

第30条 市長は、第4条第1項、第12条、第14条第1項及び第16条第1項の規定にかかわらず、法第43条の11第1項に規定する埠頭群を構成する港湾施設のうち、市長が告示するものを法第55条第4項の規定により港湾運営会社（法第43条の11第12項に規定する港湾運営会社をいう。以下同じ。）に貸し付けるものとする。

2 前項の規定により貸し付けられる港湾施設の使用に関し必要な事項については、同項及び次条から第33条までに定めるもののほか、港湾運営会社と締結する当該港湾施設に係る貸付契約において定めるものとし、第5条から第10条まで及び第26条から第29条までの規定は、適用しない。

(貸付期間)

第31条 前条第1項の規定による貸付けの期間は、10年以内とする。

2 前項の期間は、必要に応じて更新することができる。ただし、その期間は、更新のときから10年を超えることができない。

(貸付料)

第32条 第30条第1項の規定により、港湾施設の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、別表第6に定める額の貸付料を支払わなければならない。ただし、市長は、横浜港の国際競争力を強化するために特に必要があると認める場合は、同表に定める

額に2分の1を乗じて得た額を下限の額として同表に定める額の範囲内で規則で定める額に当該貸付料を減額することができる。

(貸付料の減免)

第33条 災害その他借受者の責めに帰すことができない事由により、借受者が貸付けを受けている港湾施設の全部又は一部を使用することができなかつた場合は、市長は、前条の貸付料を減免することができる。

第7章 雑則

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

第35条 偽りその他不正の行為により、使用料又は占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

2 次のいずれかに該当する者は、10,000円以下の過料に処する。

- (1) 第4条第1項の許可を受けないで港湾施設を使用した者
- (2) 第12条の許可を受けないで別表第1第2号の表又は別表第4第2号の表の区分欄に掲げる行為をした者
- (3) 第14条第1項の許可を受けないで港湾緑地に施設を設置し、又は管理した者
- (4) 第16条第1項の許可を受けないで港湾施設を占用した者
- (5) 不正の手段によりこの条例に規定する許可を受けた者
- (6) この条例に基づく許可の条件に違反した者
- (7) この条例又はこの条例に基づく処分に違反した者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の横浜市港湾施設条例（以下「新条例」という。）の規定による告示及び許可の申請並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の横浜市港湾施設使用条例（以下「旧条例」という。）第3条の規定により許可を受けた者の当該許可に係る港湾施設の使用又は利用については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第2条の2第4項及び附則第7項の規定による廃止前の横浜市海づり施設条例（昭和53年7月横浜市条例第40号）（次項において「旧海づり施設条例」という。）第3条第4項の規定により港湾施設及び海づり施設の指定管理者に指定されている者は、当該指定の期間に限り、新条例第21条第4項の規定によりこれらの指定管理者に指定されたものとみなす。
- 5 この条例の施行の際現に旧条例別表第1の2に規定する横浜市物流等関連施設等指定管理者選定評価委員会及び横浜市大さん橋等指定管理者選定評価委員会並びに旧海づり施設条例第12条第1項に規定する横浜市海づり施設等指定管理者選定評価委員会の委

員に任命されている者は、当該任命に係る任期に限り、それぞれ新条例別表第5に規定する横浜市物流等関連施設等指定管理者選定評価委員会、横浜市大さん橋等指定管理者選定評価委員会及び横浜市海づくり施設等指定管理者選定評価委員会の委員に任命されたものとみなす。

6 この条例の施行前にした行為及び附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(横浜市海づくり施設条例の廃止)

7 横浜市海づくり施設条例は、廃止する。

別表第1 (第4条第1項、第12条、第18条第1項、第35条第2項第2号)

(1) 第4条第1項の許可に係る使用料

ア 係留施設

(ア) 岸壁

区 分		単 位	使 用 料
船舶（主として京浜港内で活動するはしけ、引き船その他の市長が港湾の管理及び運営に必要と認める船舶を除く。）	内国航路定期客船	係留1回につき12時間までごとに総トン数1トンまでごとに	6円70銭
	小型油槽船（小型油槽船係留施設に係留する場合に限る。）	係留1回につき24時間までごとに総トン数1トンまでごとに	3円
	その他の船舶	1回の係留時間が12時間までの場合は、総トン数1トンまでごとに	10円5銭
1回の係留時間が12時間を超える場合		係留12時間までの使用料に超過時間12時間までごとに総トン数1トンまでごとに6円70銭	

)		を加算した額
はしけ（貨物を船積み又は陸揚げするために係留する場合に限る。）	船積み又は陸揚げする貨物の重量1トンまでごとに又は容積1.133立方メートルまでごとに	13円40銭
引き船（係留施設として市長が告示する岸壁又は引き船係留施設に係留する場合に限る。）	1隻につき1月	72,000円

(備考)

- 1 1日に2回以上同一の埠頭内の岸壁を使用し、かつ、東京湾内のみを運航する旅客船の使用料の額は、当該旅客船が当該岸壁を1日に使用した時間を合計した時間を1回の係留時間として算定した額とする。
- 2 使用料を貨物の重量又は容積により徴収する場合の使用料の額は、当該重量又は容積により算定した額のうちいずれか大きい額とする。

(イ) 物揚場

区 分	単 位	使 用 料
船舶（主として京浜港内で活動するはしけ、引き船その他の市長が港湾の管理及び運営に必要と認める船舶を除く。）	1回の係留時間が2時間までの場合は、総トン数1トンまでごとに	11円15銭
	1回の係留時間が2時間を超える場合は、係留24時間までごとに総トン数1トンまでごとに	13円40銭
はしけ（貨物を船積み又は陸揚げするために係留する場合に限る。）	船積み又は陸揚げする貨物の重量1トンまでごとに又は容積1.133立方メートルまでごとに	13円40銭

(備考)

使用料を貨物の重量又は容積により徴収する場合の使用料の額は、(7)の表備考2に定めるところによる。

イ 荷さばき施設

(7) 荷さばき地

区 分	単 位	使 用 料
在来貨物ターミナル用地	1平方メートルにつき1月	430円
その他の荷さばき地	1平方メートルにつき1日	14円

(イ) 上屋

区 分	単 位	使 用 料	
上屋	一般使用	1平方メートルにつき1日	52円
	専用使用	1平方メートルにつき1月	1,800円
上屋事務所	1平方メートルにつき1月	1,000円	

(備考)

上屋及び上屋事務所の使用料の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）その他の法令に基づき消費税を免除される場合を除き、この表に定める額に1.08を乗じて得た額とする。

ウ 旅客施設

区 分	単 位	使 用 料
事務室又は店舗（自動販売機の設置場所を含む。）	1平方メートルにつき1月	2,000円

エ 港湾環境整備施設

区 分	単 位	使 用 料
-----	-----	-------

緑地	運動広場	1面につき1日	13,200円
	テニスコート	1面1時間までごとに	1,100円
	店舗	1平方メートルにつき1月	3,160円
新港ふ頭内の緑地附帯駐車場		1台1回につき1時間まで	500円
		1台1回につき1時間を超える場合	500円に超過時間30分までごとに250円を加算した額

(備考)

緑地附帯駐車場について、回数駐車券を発行する場合の使用料の額は、1台1回1時間につき、この表に定める額から4割以内の額を割り引いた額とする。

オ 港湾厚生施設

区 分	単 位	使 用 料
港湾厚生施設（共用部分並びに娯楽室、シャワー室及びこれらに類するもので市長が必要と認めるものを除く。）	1平方メートルにつき1月	240円

カ 移動式施設

区 分	単 位	使 用 料
自走式渡船橋	1台12時間までごとに	16,250円

キ ふ頭用地

単 位	使 用 料
1平方メートルにつき1月	330円

ク その他施設

区 分	単 位	使 用 料
事務所	1平方メートルにつき1月	1,200円

(2) 第12条の許可に係る使用料

区 分	単 位	使 用 料	
業として行う写真の撮影その他これに類する行為	1日につき	30,000円	
業として行う映画の撮影その他これに類する行為	1時間までごとに	30,000円	
催事又は集会の開催その他これに類する行為	1平方メートルにつき 1日	入場料その他これに類するものを当該催事、集会等に参加する者から徴収する場合	60円
		入場料その他これに類するものを当該催事、集会等に参加する者から徴収しない場合	15円
航空法（昭和27年法律第231号）第79条ただし書の規定による国土交通大臣の許可を受けて回転翼航空機の場外離着陸場として使用する行為	着陸料	最大離陸重量が1トンまでのもの	1,000円
		最大離陸重量が1トンを超え6トンまでのもの	2,000円
		最大離陸重量が6トンを超えるもの	2,000円に6トンを超える重量について1トンまでごとに1,000円を加算した額
	停留料（着陸から離陸までの時間が1時間を超える場合に限る。）	1時間を超える時間について1機につき1時間までごとに	500円

(3) 使用料の端数計算等

ア 使用料の計算は1件又は1口ごとの計算とし、1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

イ 使用料の額を算出する基礎となる面積が0.01平方メートル未満である場合、又はその面積に0.01平方メートル未満の端数がある場合の計算は、その全面積又はその端数の面積を切り捨てて行うものとする。

ウ ア及びイの計算により1件又は1口500円未満の場合の使用料の額は、500円とする。ただし、第1号エの表に定める港湾環境整備施設の緑地附帯駐車場の使用料については、この限りでない。

エ 第1号ウに定める旅客施設の使用開始日又は使用終了日の属する月の使用日数が1月に満たない場合においては、その月の使用料の額は日割計算とし、日割計算における1月は30日とする。

別表第2（第18条第3項）

- (1) 電柱、電線、変圧塔、公衆電話所、郵便差出箱、広告塔その他これらに類する工作物を設ける場合の占用料

区 分	単 位	占 用 料
第一種電柱	1本につき1年	3,000円
第二種電柱		4,700円
第三種電柱		6,300円
第一種電話柱		2,700円
第二種電話柱		4,400円

第三種電話柱		6,000円
その他の柱類		270円
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	27円
地下電線その他地下に設ける線類		16円
地上に設ける変圧器等の工作物	1個につき1年	2,700円
地下に設ける変圧器等の工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	1,600円
変圧塔その他これに類するもの又は公衆電話所	1個につき1年	5,400円
郵便差出箱又は信書便差出箱		2,300円
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	12,000円
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	5,400円

(備考)

- 「第一種電柱」とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、「第二種電柱」とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第三種電柱」とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 「第一種電話柱」とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、「第二種電話柱」とは電話柱のうち4条

又は5条の電線を支持するものを、「第三種電話柱」とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

3 「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

4 「表示面積」とは、広告塔の表示部分の面積をいう。

(2) 地下埋設物を設ける場合の占用料

区 分		単 位	占 用 料
埋設管	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	110円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		160円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		240円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		330円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		490円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		650円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		1,100円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,600円
	外径が1メートル以上のもの		3,300円

その他の 工作物	本牧ふ頭、山下ふ頭、 大さん橋ふ頭、大黒ふ 頭又は南本牧ふ頭の地 区	占用面積1平方メー トルにつき1月	160円
	その他の地区		150円

(3) 上空工作物を設ける場合の占用料

区 分		単 位	占 用 料
標識		1本につき1年	4,400円
旗ざお	催事、集会その他これ らに類する行事に際し 、一時的に設けるもの	1本につき1日	120円
	その他のもの	1本につき1月	1,200円
幕	催事、集会その他これ らに類する行事に際し 、一時的に設けるもの	表示面積1平方メー トルにつき1日	120円
	その他のもの	表示面積1平方メー トルにつき1月	1,200円
アーチ		1基につき1月	5,800円
その他の 上空工作 物	本牧ふ頭、山下ふ頭、 大さん橋ふ頭、大黒ふ 頭又は南本牧ふ頭の地 区	占用面積1平方メー トルにつき1月	160円
	その他の地区		150円

(備考)

「表示面積」とは、幕の表示部分の面積をいう。

(4) その他の物件又は施設を設ける場合の占用料

区 分	単 位	占 用 料
太陽光発電設備又は風力発電設備	占用面積1平方メー トル	5,400円

つり上げクレーン、ひさしその他これらに類する工作物	ルにつき1年	3,900円
自動販売機	占有面積1平方メートルにつき1月	1,000円
催事、集会その他これらに類する行事に際し、一時的に設ける露店、商品置場その他これらに類する施設	占有面積1平方メートルにつき1日	120円
工事用施設その他これに類する施設	占有面積1平方メートルにつき1月	1,200円

(5) 占用料の端数計算等

ア 占用料の計算は1件又は1口ごとの計算とし、1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

イ 占用料の額を算出する基礎となる面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満である場合、又はその面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数がある場合の計算は、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて行うものとする。

ウ ア及びイの計算により1件又は1口500円未満の場合の占用料の額は、500円とする。

エ 占用料のうち、その額を年額で定めているものに係る占用の期間が1年未満である場合、又はその期間に1年未満の端数がある場合は、当該占用料の額は月割計算とし、なお1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。

別表第3（第12条、第21条第1項及び第2項）

区分	港 湾 施 設	指定管理者の選
----	---------	---------

			定の方法	
物流等関連施設	係留施設	岸壁	出田町ふ頭の岸壁 I 瑞穂ふ頭の岸壁 I 山内ふ頭の岸壁 I 本牧ふ頭の岸壁 I 本牧ふ頭新建材の岸壁 I 小型油槽船係留さん橋 引き船係留施設	横浜市の在来貨物及び建材等の取扱いに関する施策の方針を理解し、物流施設の使用状況、実情等を把握し
		物揚場	末広町の物揚場 I 出田町ふ頭の物揚場 I 瑞穂ふ頭の物揚場 I みなとみらい中央地区の物揚場 I 本牧ふ頭の物揚場 I 金沢木材ふ頭の物揚場 I	
	臨港交通施設	道路	大黒ふ頭の道路 I 出田町ふ頭の道路 I 瑞穂ふ頭の道路 I 山下ふ頭の道路 I 本牧ふ頭の道路 I 南本牧ふ頭の道路 I 金沢木材ふ頭の道路 I	
		橋りょう	瑞穂橋	
	荷さばき施設	荷さばき地	大黒ふ頭の荷さばき地 I 出田町ふ頭の荷さばき地 I 瑞穂ふ頭の荷さばき地 I 山内ふ頭の荷さばき地 I 山下ふ頭の荷さばき地 I 本牧ふ頭の荷さばき地 I 金沢木材ふ頭の荷さばき地 I	
		在来貨物ターミナル用地	大黒ふ頭の在来貨物ターミナル用地 山下ふ頭の在来貨物ターミナル用地 本牧ふ頭の在来貨物ターミナル用地 金沢木材ふ頭の在来貨物ターミナル用地	
			大黒ふ頭の上屋 I 出田町ふ頭の上屋 I	

	上屋	山内ふ頭の上屋 I 山下ふ頭の上屋 I 本牧ふ頭の上屋 I	て、適切かつ公平に物流施設の使用の調整を行うものを選定する。
港湾環境整備施設	緑地	大黒ふ頭緑地	
港湾厚生施設		小型油槽船係留さん橋休憩所 大黒ふ頭 2 号物揚場休憩所 港湾労働者山内ふ頭休憩所 本牧ふ頭 B 突堤 2 号上屋付属シャワー施設 本牧ふ頭 C 突堤 3・4 号上屋付属シャワー施設 本牧ふ頭 C 突堤労働者休憩所 本牧ターミナルオフィスセンター休憩施設 南本牧ふ頭休憩施設	
その他施設	事務所	大黒ふ頭管理センター事務所 本牧ふ頭総合ビル 本牧新建材ふ頭事務所 小型油槽船係留さん橋事務所 本牧ふ頭 A 突堤事務所 本牧 A 突堤基部事務所	
港湾施設用地・ふ頭用地		鶴見地区の港湾施設用地 I 大黒ふ頭の港湾施設用地 I 出田町ふ頭の港湾施設用地 I 瑞穂ふ頭の港湾施設用地 I 山内ふ頭の港湾施設用地 I みなとみらい中央地区の港湾施設用地 I 山下ふ頭の港湾施設用地 I 本牧ふ頭の港湾施設用地 I 南本牧ふ頭の港湾施設用地 I 金沢木材ふ頭の港湾施設用地 I	
大さん橋	旅客施設	旅客施設	市長が特別の事情があると認める場合を除き
		旅客施設	

		設附帯 駐車場	大さん橋駐車場	、公募する。
臨港パーク 関連施設	係留施設	岸壁	みなとみらいさん橋A	市長が特別の 事情があると認 める場合を除き 、公募する。
			みなとみらいさん橋B	
	みなとみらいさん橋C			
			みなとみらいさん橋D	
	旅客施設		みなとみらいさん橋附属旅客施設	
	港湾環 境整備 施設	緑地	国際交流ゾーン 臨港パーク	
		緑地附 帯駐車 場	臨港パーク駐車場	
港湾厚生 関連施設	港湾厚生施設		大黒ふ頭港湾厚生センター 大黒ふ頭レストハウス 出田町ふ頭港湾厚生センター 横浜市港湾労働会館 山下ふ頭港湾厚生センター 本牧ふ頭港湾厚生センター 港湾労働者本牧ふ頭厚生施設 本牧ふ頭B突堤厚生施設	横浜市の港湾 関係者の福利厚 生に関する施策 の方針を理解し 、港湾関係者の 福利厚生を増進 するための事業 を自ら企画し、 及び実施するも のを選定する。
日本丸メ モリアル パーク	港湾環 境整備 施設	緑地	日本丸メモリアルパーク	文化財保護法 (昭和25年法律 第214号) 第27 条第1項の規定 により重要文化 財に指定された 帆船日本丸の保 存及び活用に関 する施策の方針 を理解し、その 維持管理に関し 高度な専門的知 識を有するとと もに、帆船日本

				丸を含む展示施設、研修施設等を運営し、日本丸メモリアルパークのにぎわいを創出するものを選定する。
横浜港シンボルタワー	港湾環境整備施設	緑地	横浜港シンボルタワー	市長が特別の事情があると認める場合を除き、公募する。
		緑地附帯駐車場	横浜港シンボルタワー駐車場	
八景島	係留施設	岸壁	八景島さん橋 八景島西浜さん橋	八景島に係る横浜市の整備に関する方針を理解し、広域的なレクリエーション拠点として緑地等を管理し、及び運営し、並びに八景島のにぎわいを創出するものを選定する。
	臨港交通施設	橋りょう	八景島大橋	
	旅客施設		八景島客船ターミナル	
	港湾環境整備施設	緑地	八景島緑地	
海づり関連施設	港湾環境整備施設	緑地	大黒海づり施設 本牧海づり施設 磯子海づり施設 大黒ふ頭先端緑地	市長が特別の事情があると認める場合を除き、公募する。

(備考)

この表に掲げる港湾施設は、第2条第2項の規定により告示された港湾施設の名称又は総称をいう。

別表第4（第4条第1項、第7条第3号、第12条、第24条第2項、第35条第2項第2号）

(1) 第4条第1項の許可に係る利用料金

ア 係留施設

区 分	単 位	利用料金
船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第2条第4項に規定する小型船舶	1隻1回につき	4,000円
その他の船舶（主として京浜港内で活動するはしけ、引き船その他の市長が港湾の管理及び運営に必要と認める船舶を除く。）	1回の係留時間が12時間までの場合は、総トン数1トンまでごとに	10円5銭
	1回の係留時間が12時間を超える場合	係留12時間までの利用料金に超過時間12時間までごとに総トン数1トンまでごとに6円70銭を加算した額

イ 旅客施設

(ア) 大さん橋国際客船ターミナル

区 分		単 位	利用料金		
			平日	日曜日、土曜日及び休日	
旅客施設	第1ホール又は第2ホール（会合、催物等のために利用する場合に限る。）	一般利用	ホール1室（全面）を全日利用する場合	400,000円	500,000円
		市民利用	ホール1室（全面）を全日利用する場合	40,000円	50,000円
			ホール1室（全面）を昼間に利用する場合1時間までごとに	3,000円	3,750円
			ホール1室（全面）を夜間に利用する場合	20,000円	25,000円
	出入国ロビー又はクルーズデッキ（催物、物品販売等のために利用する場合に限る。）	1平方メートルにつき1日		250円	

	発券所		1 区画につき 1 日	1,000円
	事務室又は店舗（自動販売機の設置場所を含む。）		1 平方メートルにつき 1 月	3,000円
旅客施設 附帯 駐車場	乗合自動車		1 台 1 回につき 1 時間 までごとに	1,000円
	乗合自動車以外の 四輪自動車	大さん橋ふ頭 を使用している 旅客船の旅客が当該旅客 船に乗船するために利用する 場合	1 台 1 回につき 3 時間 まで	500円
			1 台 1 回につき 3 時間 を超え 24 時間まで	1,250円
			1 台 1 回につき 24 時間 を超える場合	1,250円に超過時間 24 時間 までごとに 1,250円を 加算した額
		上記以外の場 合	1 台 1 回につき 1 時間 までごとに	500円
自動二輪車		1 台 1 回につき 1 日	240円	

(備考)

- 「平日」とは日曜日、土曜日及び休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。
- 「一般利用」とは、市民利用以外の利用をいう。
- 「市民利用」とは、横浜市内に住所若しくは勤務場所を有する者又は横浜市内の高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒、高等専門学校、専修学校若しくは各種学校の高等学校に相当する課程に在学する者、大学の学生若しくはこれらに準ずると認められる者が、入場料その他これに類するものを会合、催物等に参加する者から徴収せずに、又は営利を目的とせずに利用することをいう。

4 「全日」とは午前9時から午後10時までを、「昼間」とは午前9時から午後5時までを、「夜間」とは午後5時から午後10時までをいう。

5 第1ホール又は第2ホール（会合、催物等のために利用する場合に限る。以下同じ。）について、同一人が同一目的で30日以上連続してホール1室（全面）を利用する場合（一般利用の場合に限る。）の利用料金の額は、1日につき250,000円とする。

6 第1ホール又は第2ホールについて、ホール1室（全面）の利用に伴い、準備又は撤去を行うことのみを目的として利用する場合における利用料金の額は、この表に定める全日の利用料金の額に10分の5を乗じて得た額とする。

7 第1ホール又は第2ホールについて、ホールを100平方メートル単位で利用する場合（第1ホールの一般利用を除く。）の利用料金の額は、100平方メートルにつきこの表又は備考6に定める利用料金の額に20分の1を乗じて得た額とする。

(イ) みなとみらいさん橋付属旅客施設及び八景島客船ターミナル

区 分	単 位	利用料金
事務室又は店舗（自動販売機の設置場所を含む。）	1平方メートルにつき 1月	2,000円

ウ 港湾環境整備施設

(ア) 日本丸メモリアルパーク

区 分	単 位	利用料金
-----	-----	------

			大人	子供	
緑地	展示施設	常設展示室、特別展示室及び資料閲覧室を利用する場合	1人1回につき	600円	300円
		資料閲覧室のみを利用する場合		100円	
		保管され、又は展示されている資料等について、学術研究等のため、撮影、模写等をする場合	1点につき1日	2,000円	
	特別展示室を会合、催物等に利用する場合	入場料その他これに類するものを当該会合、催物等に参加する者から徴収する場合	1日につき	42,000円	
		入場料その他これに類するものを当該会合、催物等に参加する者から徴収しない場合		10,500円	
	研修施設	第1会議室	昼間	2,000円	
			夜間	2,400円	
第2会議室		昼間	1時間までごと	1,000円	

	設	室又は小 会議室	夜間	に	1,200円
		第3会議 室	昼間		1,500円
			夜間		1,800円
	店舗	1平方メートル		3,160円	
	タワー棟	につき1月		2,700円	
緑地附 帯駐車 場	乗合自動車		1台1回につき 1時間までごと に	1,000円	

(備考)

- 1 「子供」とは、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学級の小学部及びこれらに準ずるものを含む。以下同じ。）の児童及び中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及びこれらに準ずるものを含む。以下同じ。）の生徒をいう。
- 2 小学校に就学するまでの者が常設展示室、特別展示室又は資料閲覧室を利用する場合（特別展示室を会合、催物等に利用する場合を除く。）の利用料金は、無料とする。
- 3 特別の企画による展示を行っている期間中に常設展示室、特別展示室及び資料閲覧室を利用する場合の利用料金の額は、この表に定める額に200円を加算した額とする。
- 4 会合、催物等を目的とする特別展示室の利用に伴い、準備又は撤去を行うことのみを目的として利用する場合における利用料金の額は、この表に定める額に10分の5を乗じて得た額とする。
- 5 「昼間」及び「夜間」の意義は、イ(ア)の表備考4に定める

ところによる。

(イ) 臨港パーク

区 分		単 位	利用料金
緑地附帯駐車場	四輪自動車	1台1回につき1時間 までごとに	500円

(ウ) 横浜港シンボルタワー

区 分		単 位	利用料金
緑地附帯駐車場	乗合自動車	1台1回につき1日	500円
	乗合自動車以外 の四輪自動車	1台1日1回につき3 時間まで	250円
		1台1日1回につき3 時間を超え5時間まで	350円
		1台1日1回につき5 時間を超える場合	500円
	自動二輪車	1台1回につき1日	70円

(エ) 海づり関連施設

区 分			単 位	利用料金		
				大 人	中学生	小学生
緑地	釣りを行 うために 入場する 場合	大黒海づ り施設	1人1回につ き	900円	450円	300円
		本牧海づ り施設				
		磯子海づ り施設				
	釣り以外で入場する場 合			100円	50円	50円
	乗合自動車		1台1回につ き1日	500円		

緑地附 帯駐車 場	乗合自動車以外の四輪 自動車	1台1日1回 につき3時間 まで	250円
		1台1日1回 につき3時間 を超え5時間 まで	350円
		1台1日1回 につき5時間 を超える場合	500円
	自動二輪車	1台1回につ き1日	70円

(備考)

- 1 「中学生」とは中学校の生徒を、「小学生」とは小学校の児童をいう。
- 2 小学校に就学するまでの者が海づり関連施設（緑地附帯駐車場を除く。）を利用する場合の利用料金は、無料とする。

(2) 第12条の許可に係る利用料金

区 分		単 位	利用料金
業として行う写真の撮影その他これに類する行為		1日につき	30,000円
業として行う映画の撮影その他これに類する行為		1時間までごとに	30,000円
催事又は 集会の開 催その他	入場料そ の他これ に類する ものを当 該催事、 集会等に 参加する 者から徴 収する場 合	別表第3大さん橋の項 、臨港パーク関連施設 の項、日本丸メモリア ルパークの項及び八景 島の項に掲げる港湾施 設	60円
	別表第3横浜港シンボ ルタワーの項及び海づ り関連施設の項に掲げ る港湾施設	1平方メートルにつ	20円

これに類する行為	入場料その他これに類するものを当該催事、集会等に	別表第3大さん橋の項、臨港パーク関連施設の項、日本丸メモリアルパークの項及び八景島の項に掲げる港湾施設	き1日	15円
	参加する者から徴収しない場合	別表第3横浜港シンボルタワーの項及び海づり関連施設の項に掲げる港湾施設		10円

(3) 利用料金の端数計算等

ア 利用料金の計算は1件又は1口ごとの計算とし、1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

イ 利用料金の額を算出する基礎となる面積が0.01平方メートル未満である場合、又はその面積に0.01平方メートル未満の端数がある場合の計算は、その全面積又はその端数の面積を切り捨てて行うものとする。

ウ ア及びイの計算により1件又は1口500円未満の場合の利用料金の額は、500円とする。ただし、第1号イ(ア)の表に定める大さん橋国際客船ターミナルの第1ホール又は第2ホール及び旅客施設附帯駐車場、同号ウ(ア)の表に定める日本丸メモリアルパークの展示施設、同号ウ(イ)及び(ロ)に定める臨港パーク及び横浜港シンボルタワー並びに同号ウ(エ)に定める海づり関連施設の利用料金については、この限りでない。

エ 第1号イ(イ)に定めるみなとみらいさん橋附属旅客施設及び八景島客船ターミナルの使用開始日又は使用終了日の属する月の使用日数が1月に満たない場合においては、その月の利

料金の額は日割計算とし、日割計算における1月は30日とする。

別表第5（第21条第5項、第23条、第25条第1項）

名 称	担 任 事 務
横浜市物流等関連施設等指定管理者選定評価委員会	別表第3物流等関連施設の項及び港湾厚生関連施設の項に掲げる港湾施設の指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該港湾施設の管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
横浜市大さん橋等指定管理者選定評価委員会	別表第3大さん橋の項、臨港パーク関連施設の項及び日本丸メモリアルパークの項に掲げる港湾施設の指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該港湾施設の管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
横浜市海づり施設等指定管理者選定評価委員会	別表第3横浜港シンボルタワーの項、八景島の項及び海づり関連施設の項に掲げる港湾施設の指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該港湾施設の管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務

別表第6（第32条）

(1) 貸付料

区 分		単 位	貸 付 料
係留施設	岸壁	1月につき	3,390,000円
荷さばき施設	重量物用橋型起重機	1台につき1月	2,700,000円
	コンテナターミナル用地	1平方メートルにつき 1月	70円
	コンテナ上屋		540円
	上屋事務所		540円
その他施設	事務所	1平方メートルにつき 1月	500円

(2) 貸付料の端数計算等

- ア 貸付料の計算は1件又は1口ごとの計算とし、1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。
- イ 貸付料の額を算出する基礎となる面積が0.01平方メートル未満である場合、又はその面積に0.01平方メートル未満の端数がある場合は、その全面積又はその端数の面積を切り捨てて計算するものとする。
- ウ 貸し付ける港湾施設の貸付開始日又は貸付終了日の属する月の貸付日数が1月に満たない場合においては、その月の貸付料の額は日割計算とし、日割計算における1月は30日とする。

提 案 理 由

港湾施設の利用及び管理に関し必要な事項を定めることにより港湾施設の適切な管理運営を図ることで、横浜港の国際競争力を強化し、及びにぎわいを創出する等のため、横浜市港湾施設使用条例の全部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市港湾施設使用条例（現行）

（目的）

第1条 横浜市所属の港湾施設並びに国から貸付けを受け又は管理を委託された港湾施設の使用については、この条例の定めるところによる。

（施設）

第2条 この条例において「港湾施設」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設及びこれらに準ずる施設をいう。

2 港湾施設の設置について必要な事項は、市長が告示する。

（指定管理者の指定等）

第2条の2 別表第1に掲げる港湾施設の管理に関する次に掲げる業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。この場合において、同表に規定する同一の区分に属する港湾施設の管理に関する業務は、一の指定管理者に行わせるものとする。

(1) 第3条の許可（目的外使用に係る許可を除く。）及び第3条の2の許可（緑地（港湾環境整備施設としての緑地をいう。同条、第12条の2及び第17条第2項において同じ。）に係る許可に限る。）に関すること。

(2) 港湾施設の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) その他市長が定める業務

2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、別表第1に定

- める方法により選定するものとする。
- 3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、港湾施設の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。
- 5 市長は、別表第1の横浜港シンボルタワーの項及び八景島の項に掲げる港湾施設（以下これらの港湾施設を「横浜港シンボルタワー等」という。）以外の同表に掲げる港湾施設について、第2項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、別表第1の2の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定評価委員会（第21条第1項に規定する指定管理者選定評価委員会をいう。以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かななければならない。
- 6 市長は、横浜港シンボルタワー等について、第2項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、横浜市海づくり施設等指定管理者選定評価委員会（横浜市海づくり施設条例（昭和53年7月横浜市条例第40号）第12条第1項に規定する横浜市海づくり施設等指定管理者選定評価委員会をいう。以下同じ。）の意見を聴かななければならない。
- 7 前各項並びに次条及び第2条の4の規定にかかわらず、大黒ふ頭先端緑地の指定管理者の指定等に関する事項は、横浜市海づくり施設条例に定めるところによる。

(指 定 管 理 者 の 指 定 等 の 公 告)

第 2 条 の 3 市 長 は、 指 定 管 理 者 の 指 定 を し た と き、 及 び そ の 指 定 を 取 り 消 し た と き は、 遅 滞 な く、 そ の 旨 を 公 告 し な け れ ば な ら な い。

(管 理 の 業 務 の 評 価)

第 2 条 の 4 指 定 管 理 者 (横 浜 港 シ ン ボ ル タ ワ ー 等 の 指 定 管 理 者 を 除 く。) は、 市 長 が 特 別 の 事 情 が あ る と 認 め る 場 合 を 除 き、 そ の 指 定 の 期 間 に お い て、 第 2 条 の 2 第 1 項 各 号 に 掲 げ る 港 湾 施 設 (横 浜 港 シ ン ボ ル タ ワ ー 等 を 除 く。) の 管 理 に 関 す る 業 務 に つ い て、 別 表 第 1 の 2 の 右 欄 に 掲 げ る 担 任 事 務 の 区 分 に 応 じ、 そ れ ぞ れ 同 表 の 左 欄 に 掲 げ る 選 定 評 価 委 員 会 の 評 価 を 受 け な け れ ば な ら な い。

2 横 浜 港 シ ン ボ ル タ ワ ー 等 の 指 定 管 理 者 は、 市 長 が 特 別 の 事 情 が あ る と 認 め る 場 合 を 除 き、 そ の 指 定 の 期 間 に お い て、 第 2 条 の 2 第 1 項 各 号 に 掲 げ る 横 浜 港 シ ン ボ ル タ ワ ー 等 の 管 理 に 関 す る 業 務 に つ い て、 横 浜 市 海 づ り 施 設 等 指 定 管 理 者 選 定 評 価 委 員 会 の 評 価 を 受 け な け れ ば な ら な い。

(許 可)

第 3 条 港 湾 施 設 を 使 用 し、 又 は 利 用 し よ う と す る 者 は、 市 長 (第 2 条 の 2 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 業 務 を 指 定 管 理 者 に 行 わ せ る 場 合 に あ っ て は、 当 該 指 定 管 理 者。 第 4 条、 第 6 条、 第 7 条 第 4 号、 第 8 条 第 1 項 及 び 第 9 条 第 3 項 に お い て 同 じ。) の 許 可 を 受 け な け れ ば な ら な い。

(港 湾 施 設 に お け る 行 為 の 制 限)

第 3 条 の 2 港 湾 施 設 に お い て、 次 に 掲 げ る 行 為 を し よ う と す る 者

は、あらかじめ、市長（指定管理者に管理を行わせる緑地にあっては、当該指定管理者）の許可を受けなければならない。

- (1) 業として広告写真の撮影又は映画の撮影その他これに類する行為をすること。
- (2) 催事、集会その他これらに類する行事のため港湾施設の全部又は一部を一時的に独占して使用すること。

（貸付け）

第3条の3 市長は、第3条の規定にかかわらず、港湾法第43条の11第1項に規定する埠頭群を構成する港湾施設のうち、市長が告示するものを同法第55条第4項の規定により港湾運営会社（同法第43条の11第12項に規定する港湾運営会社をいう。以下同じ。）に貸し付けるものとする。

2 前項の規定により貸し付けられる港湾施設の使用に関し必要な事項については、同項、第11条の2、第17条の2及び第17条の3の規定に定めるもののほか、港湾運営会社と締結する当該港湾施設に係る貸付契約において定めるものとし、前条、次条から第9条の3まで、第11条及び第18条から第20条までの規定は、適用しない。

（使用制限）

第4条 市長は、港湾施設の管理上必要な限度において、港湾施設の利用者または利用者に対し、一定の行為を命じ、制限し、または禁ずることができる。

（権利譲渡等の禁止）

第5条 港湾施設の利用者又は利用者は、その権利を譲渡、転貸又は担保に供することはできない。

(工 作 物 等 の 設 備)

第 6 条 港 湾 施 設 の 使 用 者 又 は 利 用 者 が 使 用 場 所 又 は 利 用 場 所 に 工 作 物 そ の 他 の 設 備 を し よ う と す る と き は 、 あ ら か じ め 市 長 の 承 認 を 受 け な け れ ば な ら ない 。 そ の 設 備 を 廃 止 し 、 又 は 変 更 し よ う と す る と き も ま た 、 同 様 と す る 。

(処 分)

第 7 条 次 の い ず れ か に 該 当 す る と き は 、 港 湾 施 設 の 使 用 若 し く は 利 用 を 停 止 し 、 使 用 若 し く は 利 用 の 許 可 を 取 り 消 し 、 又 は 使 用 場 所 若 し く は 利 用 場 所 を 変 更 す る こ と が で き る 。

- (1) 許 可 申 請 に 不 正 が あ っ た と き 。
- (2) 指 定 の 期 間 内 に 使 用 料 又 は 利 用 料 金 (第 17 条 第 1 項 に 規 定 す る 利 用 料 金 を い う 。) を 納 付 し ない と き 。
- (3) こ の 条 例 又 は こ の 条 例 に よ っ て 発 す る 命 令 に 違 反 し た と き 。
- (4) 公 益 上 そ の 他 市 長 が 必 要 と 認 め た と き 。

(物 件 の 搬 出 又 は 撤 去)

第 8 条 次 の 各 号 の 一 に 該 当 す る 物 件 に つ い て は 、 市 長 は そ の 搬 出 又 は 撤 去 を 命 ず る こ と が あ る 。

- (1) 港 湾 施 設 内 に 放 置 し て あ る は し け 、 車 両 、 パ レ ッ ト そ の 他 の 港 湾 施 設 の 利 用 を 妨 げ る も の
- (2) 許 可 、 承 認 を 得 ない で 蔵 置 又 は 設 備 し た も の
- (3) 公 益 上 そ の 他 市 長 が 必 要 と 認 め た も の

2 前 項 の 場 合 義 務 者 が 不 明 な と き 又 は そ の 命 を 履 行 し ない と き は 、 市 長 は そ の 物 件 を 収 容 し 又 は 処 分 す る こ と が で き る 。

3 前 項 の 処 分 に よ り 得 た 金 銭 は 、 使 用 料 そ の 他 の 費 用 に 充 て 、 な お 不 足 が あ る と き は 、 そ の 不 足 分 を 義 務 者 か ら 徴 収 す る 。

(専用使用等)

第9条 港湾施設の使用は、専用使用、定期使用及び一般使用に区分する。

2 専用使用とは、3年以内の期間を定めて、港湾施設をその使用目的に従い特定の者の使用に供することをいう。

3 定期使用とは、1年以内の期間で市長が指定した日に、港湾施設をその使用目的に従い特定の者の使用に供することをいう。

4 一般使用とは、15日以内の期間（特に許可を受けたときは、当該許可を受けた期間）を定めて、港湾施設をその使用目的に従い一般の者の使用に供することをいう。

5 専用使用、定期使用又は一般使用に供する港湾施設の種類は、規則で定める。

(使用区分)

第9条の2 市長は、港湾施設の有効な利用または貨物の円滑な流通を図る必要があると認める場合には、岸壁、上屋及び荷さばき地を船舶の種類別もしくは航路別または貨物の仕向地別もしくは種類別等に使用区分を定め、使用させることができる。

2 前項の使用区分及び使用方法について必要な事項は、規則で定める。

(目的外使用)

第9条の3 目的外使用とは、港湾施設をその用途または目的を妨げない限度において使用させることをいう。

第10条 削除

(目的外使用に係る使用期間)

第11条 第9条第2項及び第4項の規定は、目的外使用について準

用する。

(貸付期間)

第11条の2 第3条の3第1項の規定による港湾施設の貸付けの期間は、10年を超えることができない。

2 前項の期間は、更新することができる。ただし、その期間は、更新の時から10年を超えることができない。

(使用料)

第12条 第3条の規定により、港湾施設（第17条第1項に掲げる港湾施設を除く。）の使用の許可を受けた者は、次に掲げる額（第4号、第8号、第12号イ及び第15号（新港ふ頭旅客施設の使用料に限る。）に掲げるものにあつては、消費税法（昭和63年法律第108号）その他の法令に基づき消費税を免除される場合を除き、当該各号に定める額に1.08を乗じて得た額）の使用料を納付しなければならない。

(1) 岸壁使用料

ア 船舶（主として京浜港内を運航する汽艇、はしけ及び引き船を除く。）

(ア) 基本料金

a 係留12時間まで総トン数1トンごとに 10円5銭

係留時間が12時間を超えるときは、超過時間12時間までごとに総トン数1トンごとに6円70銭を加算する。

b aにかかわらず、内国航路定期客船は、係留12時間までごとに総トン数1トンごとに 6円70銭

c a及びbにかかわらず、1日に2回以上同一のふ頭内の岸壁を使用し、かつ、東京湾内のみを運航する旅客船

については、当該旅客船が当該岸壁を1日に使用した時間を合計した時間を1回の係留時間として、a又はbで定めるところにより算定した額とする。

(イ) 割増料金

第9条の2第1項の規定により使用区分の定められた岸壁を、他の船舶に優先して船席の指定を受けて使用した船舶については、基本料金の5割に相当する額を加算する。

イ 貨物

(ア) 岸壁からはしけへ船積みする場合

貨物1トンまでごとに 13円40銭

(イ) はしけから岸壁へ陸揚げする場合

貨物1トンまでごとに 13円40銭

ただし、船舶の使用料を徴収した場合には、貨物の使用料は徴収しない。

ウ 引き船（係留場所として市長が告示して定める岸壁に係留するものに限る。）

1月1隻ごとに 72,000円

ただし、第3号イの小型船係留施設使用料を徴収した引き船については、岸壁使用料は徴収しない。

(2) 削除

(3) 小型船係留施設使用料

ア 小型油槽船係留施設

係留24時間までごとに総トン数1トンごとに 3円

イ 引き船係留施設

1月1隻ごとに 72,000円

ただし、第1号ウの岸壁使用料を徴収した引き船については、小型船係留施設使用料は徴収しない。

(4) 上屋使用料

ア 専用使用

(ア) 鉄鋼上屋

1月1平方メートルまでごとに 1,503円

(イ) バナナ上屋

1月1平方メートルまでごとに 750円

(ウ) 青果上屋

1月1平方メートルまでごとに 1,350円

(エ) 航空貨物ターミナル

1月1平方メートルまでごとに 1,800円

(オ) その他の上屋

1月1平方メートルまでごとに 1,098円

イ 一般使用

(ア) 基本料金

a 鉄鋼上屋

1日1平方メートルまでごとに 52円

b その他の上屋

1日1平方メートルまでごとに 38円

(イ) 滞貨料

搬入の日から起算して60日を超えて蔵置された貨物については、基本料金のほかに61日以後1日1トンまでごとに30円を加算する。

(5) ふ頭用地使用料

ア 本牧ふ頭地区

(ア) 在来貨物ターミナル用地

1月1平方メートルまでごとに 430円

(イ) 舗装地（在来貨物ターミナル用地を除く。）

1月1平方メートルまでごとに 330円

(ウ) 未舗装地

1月1平方メートルまでごとに 280円

イ 山下ふ頭地区

(ア) 在来貨物ターミナル用地

1月1平方メートルまでごとに 430円

(イ) その他のふ頭用地

1月1平方メートルまでごとに 170円

ウ 大さん橋ふ頭地区

1月1平方メートルまでごとに 170円

エ 新港ふ頭地区

1月1平方メートルまでごとに 150円

オ 山内ふ頭及び出田町ふ頭地区

1月1平方メートルまでごとに 150円

カ 大黒ふ頭地区

(ア) 在来貨物ターミナル用地

1月1平方メートルまでごとに 430円

(イ) 舗装地（在来貨物ターミナル用地を除く。）

1月1平方メートルまでごとに 330円

(ウ) 未舗装地

1月1平方メートルまでごとに 280円

キ 南本牧ふ頭地区

(ア) 舗装地

1月1平方メートルまでごとに 330円

(イ) 未舗装地

1月1平方メートルまでごとに 280円

ク その他の地区

1月1平方メートルまでごとに 150円

(6) 荷さばき地使用料

ア 大黒ふ頭内の荷さばき地

(ア) 基本料金

1日1平方メートルまでごとに14円以内において規則で定める額

ただし、冷凍コンテナ用荷さばき地については、1日1平方メートルまでごとに73円以内において規則で定める額とする。

(イ) 滞貨料

搬入の日から起算して30日をこえて蔵置された貨物については、基本料金のほかに31日以後1日1トンまでごとに10円を加算する。

イ 金沢木材ふ頭内の荷さばき地

(ア) 基本料金

1日1平方メートルまでごとに6円以内において規則で定める額

(イ) 滞貨料

搬入の日から起算して60日をこえて蔵置された貨物につ

いては、基本料金のほかに次に掲げる額を加算する。

a 貨物搬入の日から起算して61日以後90日まで

1日1トンまでごとに3円以内において規則で定める額

b 貨物搬入の日から起算して91日以後

1日1トンまでごとに6円以内において規則で定める額

ウ その他の荷さばき地

(ア) 基本料金

1日1平方メートルまでごとに 14円

(イ) 滞貨料

搬入の日から起算して30日を超えて蔵置された貨物については、基本料金のほかに31日以後1日1トンまでごとに10円を加算する。

(7) 物揚場使用料

ア 船舶（主として京浜港内を運航する汽艇及びはしけを除く。）

係留24時間までごとに、総トン数1トンごとに 13円40銭

ただし、係留時間が2時間を超えないときは総トン数1トンごとに 11円15銭

イ 貨物

(ア) 物揚場及び護岸からはしけへ船積みする場合

貨物1トンまでごとに 13円40銭

(イ) はしけから物揚場及び護岸へ陸揚げする場合

貨物1トンまでごとに 13円40銭

- (ウ) 木材を物揚場及び護岸へ陸揚げする場合又は物揚場及び護岸から水面へ下ろす場合

貨物1トンまでごとに 13円40銭

ただし、船舶の使用料を徴収した場合には、貨物の使用料は徴収しない。

- (8) 起重機使用料

固定式電動起重機（揚力50トン）

1台1時間までごとに 14,000円

ただし、本市職員が運転する場合は、次の料金を加算する。

- ア 執務時間内

1時間までごとに 6,000円

- イ 執務時間外

アの料金の5割。ただし、深夜（午後10時から翌日の午前5時までをいう。）の場合は、アの料金の10割

- (9) から (11) まで 削除

- (12) 事務所使用料

- ア 総合事務所

- (ア) 大黒ふ頭管理センター事務所、本牧ふ頭総合ビル及び本牧ふ頭C-D間事務所 1月1平方メートルまでごとに 1,200円

- (イ) その他の総合事務所 1月1平方メートルまでごとに 900円

- イ 上屋事務所

- (ア) 航空貨物ターミナル事務所 1月1平方メートルまでごとに 1,000円

- (イ) その他の上屋事務所 1月1平方メートルまでごとに
800円
- ウ その他の事務所 1月1平方メートルまでごとに 800円
- (13) 港湾厚生施設使用料
1月1平方メートルまでごとに 240円以内において規則で
定める額
ただし、各室共用部分並びに娯楽室、シャワー室及びこれら
に類するもので市長が必要と認めるものについては、無料とす
る。
- (14) 自走式渡船橋使用料
1台12時間までごとに 16,250円
- (15) 旅客施設使用料
事務室又は店舗（自動販売機設置場所を含む。）
1月1平方メートルまでごとに 2,000円
- (16)及び(17) 削除
- (18) 駐車施設使用料
新港ふ頭内の駐車場（乗合自動車以外の四輪自動車に限る。
）
1台1回につき1時間まで 500円
使用時間が1時間を超えるときは、超過時間30分までごとに
250円を加算する。
回数駐車券を発行する場合の使用料の額は、1台1回1時間
につき、当該使用料の額から4割以内の額を割り引いて規則で
定める額とする。
- (19) 港湾環境整備施設使用料

ア 運動広場使用料

1日につき13,200円以内において規則で定める額

イ テニスコート使用料

1面1時間までごとに1,100円以内において規則で定める額

ウ 店舗使用料

1月1平方メートルまでごとに3,160円以内において規則で定める額

(20) 港湾施設（旅客施設を除く。）の目的外使用料

ア 電柱、電線、変圧塔、公衆電話所、郵便差出箱、広告塔その他これらに類する工作物を設ける場合

- (ア) 第一種電柱（電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。（イ）及び（ウ）において同じ。）を支持するものをいう。）

1本につき1年 3,000円

- (イ) 第二種電柱（電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものをいう。）

1本につき1年 4,700円

- (ウ) 第三種電柱（電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。）

1本につき1年 6,300円

- (エ) 第一種電話柱（電話柱（電話その他の通信又は放送の用を供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。（オ）及び（カ）において同じ。）

を支持するものをいう。)

1本につき1年 2,700円

(イ) 第二種電話柱（電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものをいう。)

1本につき1年 4,400円

(ロ) 第三種電話柱（電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。)

1本につき1年 6,000円

(ハ) その他の柱類

1本につき1年 270円

(ニ) 共架電線その他上空に設ける線類

1メートルにつき1年 27円

(ホ) 地下電線その他地下に設ける線類

1メートルにつき1年 16円

(ヘ) 地上に設ける変圧器等の工作物

1個につき1年 2,700円

(ト) 地下に設ける変圧器等の工作物

1平方メートルにつき1年 1,600円

(チ) 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所

1個につき1年 5,400円

(リ) 郵便差出箱及び信書便差出箱

1個につき1年 2,300円

(レ) 広告塔

1平方メートルにつき1年 12,000円

(ル) その他のもの

1 平方メートルにつき 1 年 5,400 円

イ 地下埋設物を設ける場合

(ア) 埋設管

- a 外径が 0.07 メートル未満のもの
1 メートルにつき 1 年 110 円
- b 外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの
1 メートルにつき 1 年 160 円
- c 外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの
1 メートルにつき 1 年 240 円
- d 外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの
1 メートルにつき 1 年 330 円
- e 外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの
1 メートルにつき 1 年 490 円
- f 外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの
1 メートルにつき 1 年 650 円
- g 外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの
1 メートルにつき 1 年 1,100 円
- h 外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの
1 メートルにつき 1 年 1,600 円
- i 外径が 1 メートル以上のもの
1 メートルにつき 1 年 3,300 円

(イ) その他の工作物

- a 本牧ふ頭、山下ふ頭、大さん橋ふ頭、大黒ふ頭及び南
本牧ふ頭地区
1 平方メートルにつき 1 月 160 円

b その他の地区

1 平方メートルにつき 1 月 150 円

ウ 上空工作物を設ける場合

(ア) 標識

1 本につき 1 年 4,400 円

(イ) 旗ざお

a 催事、集会その他これらに類する行事に際し、一時的に設けるもの

1 本につき 1 日 120 円

b その他のもの

1 本につき 1 月 1,200 円

(ウ) 幕

a 催事、集会その他これらに類する行事に際し、一時的に設けるもの

1 平方メートルにつき 1 日 120 円

b その他のもの

1 平方メートルにつき 1 月 1,200 円

(エ) アーチ

1 基につき 1 月 5,800 円

(オ) その他の上空工作物

a 本牧ふ頭、山下ふ頭、大さん橋ふ頭、大黒ふ頭及び南本牧ふ頭地区

1 平方メートルにつき 1 月 160 円

b その他の地区

1 平方メートルにつき 1 月 150 円

- エ 太陽光発電設備又は風力発電設備を設ける場合
 - 1 平方メートルにつき1年 5,400円
- オ つり上げクレーン、ひさしその他これらに類する工作物を設ける場合
 - 1 平方メートルにつき1年 3,900円
- カ 自動販売機を設ける場合
 - 1 平方メートルにつき1月 1,000円
- キ 催事、集会その他これらに類する行事に際し、露店、商品置場その他これらに類する施設を一時的に設ける場合
 - 1 平方メートルにつき1日 120円
- ク 工事用施設その他これに類する施設を設ける場合
 - 1 平方メートルにつき1月 1,200円
- ケ 航空法（昭和27年法律第231号）第79条ただし書の規定による国土交通大臣の許可を受けて回転翼航空機の場外離着陸場として使用する場合
 - (ア) 着陸料
 - a 最大離陸重量が1トン以下のもの
 - 1 機1回につき 1,000円
 - b 最大離陸重量が1トンを超え6トン以下のもの
 - 1 機1回につき 2,000円
 - c 最大離陸重量が6トンを超えるもの
 - 1 機1回につき2,000円に6トンを超える重量について1トンまでごとに1,000円を加算した額
 - (イ) 停留料
 - 着陸から離陸までの時間が1時間を超えるときは、1時

間を超える時間について1機につき1時間までごとに500円

(港湾施設における行為に係る使用料)

第12条の2 第3条の2の規定により、港湾施設(第17条第2項に掲げる緑地を除く。)において第3条の2各号に掲げる行為の許可を受けた者は、次に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

- (1) 業として広告写真の撮影その他これに類する行為をする場合
1日につき 30,000円
- (2) 業として映画の撮影その他これに類する行為をする場合
1日につき 60,000円
- (3) 催事、集会その他これらに類する行事のため港湾施設の全部又は一部を一時的に独占して使用する場合
ア 入場料その他これに類するものを行事に参加する者から徴収する場合
(ア) 西区みなとみらい一丁目及びみなとみらい二丁目並びに中区海岸通、新港一丁目及び新港二丁目地内の緑地
1日1平方メートルまでごとに 60円
(イ) その他の港湾施設
1日1平方メートルまでごとに 20円
イ 入場料その他これに類するものを行事に参加する者から徴収しない場合
(ア) 西区みなとみらい一丁目及びみなとみらい二丁目並びに中区海岸通、新港一丁目及び新港二丁目地内の緑地
1日1平方メートルまでごとに 15円

(イ) その他の港湾施設

1日1平方メートルまでごとに 10円

(使用料の減免)

第13条 市長は、特別の事由があると認めるときは、前2条の使用料を減免することができる。

(使用料の徴収方法)

第14条 使用料の徴収方法について必要な事項は、規則で定める。

(端数計算及び最低料金)

第15条 使用料の計算は1件または1口ごとの計算とし、円未満の端数を生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 前項の計算により1件又は1口500円未満のときは500円とする。ただし、駐車施設の使用料については、この限りでない。

3 第12条第20号の目的外使用料の額を算出する基礎となる面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はその面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

(使用料の日割計算等)

第15条の2 旅客施設の使用開始日又は使用終了日の属する月の使用日数が1月に満たない場合においては、その月の使用料の額は、日割計算による。

2 第12条第20号の目的外使用料のうち、その額を年額で定めているものに係る目的外使用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、当該目的外使用料の額は、

月額をもって計算し、なお1月未満の端数があるときは、1月として計算する。

(使用料の還付)

第16条 既納の使用料は、還付しない。但し、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部を還付することがある。

- (1) 不可抗力による使用不能のとき。
- (2) その他市長において相当な事由ありと認めたとき。

(利用料金等)

第17条 第3条の規定により、次の各号に掲げる港湾施設の利用の許可を受けた者は、指定管理者に対し、当該各号に定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定めた額のその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- (1) みなとみらいさん橋A、みなとみらいさん橋B、みなとみらいさん橋C、みなとみらいさん橋D、八景島さん橋及び八景島西浜さん橋

ア 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）

第2条第4項に規定する小型船舶

1隻1回につき 4,000円

- イ その他の船舶（主として京浜港内を運航する汽艇及びはしけを除く。）

1日につき係留12時間まで総トン数1トンごとに 10円5銭

係留時間が12時間を超えるときは、超過時間12時間までごとに総トン数1トンごとに6円70銭を加算する。

(2) 旅客施設

ア 大さん橋国際客船ターミナル

- (ア) 第1ホール及び第2ホール（会合及び催物等に利用する場合に限る。）

別表第2に定める額

- (イ) 出入国ロビー及びクルーズデッキ

- a 催物及び物品販売等に利用する場合

1日1平方メートルまでごとに 250円

- b 業として広告写真の撮影その他これに類する行為をする場合

1日につき 30,000円

- c 業として映画の撮影その他これに類する行為をする場合

1日につき 60,000円

- (ウ) 屋上広場

- a 会合及び催物等に利用する場合

- (a) 入場料その他これに類するものを当該会合及び催物等に参加する者から徴収する場合

1日1平方メートルまでごとに 60円

- (b) 入場料その他これに類するものを当該会合及び催物等に参加する者から徴収しない場合

1日1平方メートルまでごとに 15円

- b 業として広告写真の撮影その他これに類する行為をする場合

1日につき 30,000円

c 業として映画の撮影その他これに類する行為をする場合

1日につき 60,000円

(エ) 発券所

1日1区画につき 1,000円

(カ) 事務室又は店舗（自動販売機設置場所を含む。）

1月1平方メートルまでごとに 3,000円

イ みなとみらいさん橋付属旅客施設及び八景島客船ターミナル

事務室又は店舗（自動販売機設置場所を含む。）

1月1平方メートルまでごとに 2,000円

(3) 駐車施設

ア 大さん橋駐車場

(ア) 乗合自動車 1台1回につき1時間までごとに 1,000円

(イ) (ア)以外の四輪自動車

a 大さん橋ふ頭を使用している旅客船の旅客が当該旅客船に乗船するために利用する場合

(a) 1台1回につき3時間まで 500円

(b) 1台1回につき3時間を超え24時間まで 1,250円

利用時間が24時間を超えるときは、超過時間24時間までごとに1,250円を加算する。

b a以外の場合

1台1回につき1時間までごとに 500円

c 自動二輪車 1台1日1回につき 240円

イ 臨港パーク駐車場

1 台 1 回につき 1 時間までごとに 500 円

ウ 横浜港シンボルタワー駐車場

(ア) 乗合自動車 1 台 1 日 1 回につき 500 円

(イ) (ア) 以外の四輪自動車

a 1 台 1 日 1 回につき 3 時間まで 250 円

b 1 台 1 日 1 回につき 3 時間を超え 5 時間まで 350 円

c 1 台 1 日 1 回につき 5 時間を超えるとき。 500 円

(ウ) 自動二輪車 1 台 1 日 1 回につき 70 円

(4) 日本丸メモリアルパーク

ア 展示施設

別表第 3 に定める額

イ 研修施設

別表第 4 に定める額

2 第 3 条の 2 の規定により、緑地（大黒ふ頭先端緑地、国際交流ゾーン、臨港パーク、日本丸メモリアルパーク、横浜港シンボルタワー及び八景島緑地に限る。）において同条各号に掲げる行為の許可を受けた者は、指定管理者に対し、次に定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定めた額の利用料金を支払わなければならない。

(1) 業として広告写真の撮影その他これに類する行為をする場合
1 日につき 30,000 円

(2) 業として映画の撮影その他これに類する行為をする場合
1 日につき 60,000 円

(3) 催事、集会その他これらに類する行事のため緑地の全部又は一部を一時的に独占して利用する場合

ア 入場料その他これに類するものを行事に参加する者から徴収する場合

(ア) 国際交流ゾーン、臨港パーク、日本丸メモリアルパーク及び八景島緑地

1日1平方メートルまでごとに 60円

(イ) 大黒ふ頭先端緑地及び横浜港シンボルトワー

1日1平方メートルまでごとに 20円

イ 入場料その他これに類するものを行事に参加する者から徴収しない場合

(ア) 国際交流ゾーン、臨港パーク、日本丸メモリアルパーク及び八景島緑地

1日1平方メートルまでごとに 15円

(イ) 大黒ふ頭先端緑地及び横浜港シンボルトワー

1日1平方メートルまでごとに 10円

3 利用料金の計算は1件又は1口ごとの計算とし、円未満の端数を生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

4 前項の計算により1件又は1口500円未満のときは、500円とする。ただし、大さん橋国際客船ターミナルの第1ホール及び第2ホール、駐車施設並びに日本丸メモリアルパークの展示施設の利用料金については、この限りでない。

5 指定管理者は、特別の事由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

6 既納の利用料金は、返還しない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 不可抗力による使用不能のとき。

(2) その他指定管理者において必要があると認めるとき。

(貸付料)

第17条の2 第3条の3第1項の規定により、次の各号に掲げる港湾施設の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、当該各号に掲げる額の貸付料を支払わなければならない。

(1) 岸壁

1月につき 3,390,000円

(2) コンテナ上屋

1月1平方メートルまでごとに 540円

(3) コンテナターミナル用地

1月1平方メートルまでごとに 70円

(4) 重量物用橋型起重機

1台1月につき 2,700,000円

(5) 事務所

ア 上屋事務所

1月1平方メートルまでごとに 540円

イ その他の事務所

1月1平方メートルまでごとに 500円

(貸付料の減免)

第17条の3 市長は、災害その他借受者の責めに帰すことのできない事由により、当該借受者が貸付けを受けている港湾施設の全部又は一部を使用することができなくなったときは、前条の貸付料を減免することができる。

(原状回復の義務)

第18条 使用者若しくは利用者が港湾施設の使用若しくは利用を終

了したとき、又は使用若しくは利用の許可を取り消されたときは、自己の負担において、直ちにこれを原状に復し、検査を受けなければならない。

(損害賠償)

第19条 使用者又は利用者が港湾施設をき損したときは、市長の命ずるところに従って、補修又はその損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合、使用者又は利用者がその義務を履行しないときは、市長において、これを執行し、義務者よりその費用を徴収する。

第20条 港湾施設の使用又は利用により船舶又は貨物その他について生じた損害は、その原因を問わず、すべて使用者又は利用者においてその責に任ずるものとする。

2 この条例及びこの条例に基く規則若しくはこれらに基いて行う処分又は指示によって生じた損害についても、また同様とする。

(指定管理者選定評価委員会)

第21条 別表第1の2の右欄に掲げる担当事務を行うため、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、それぞれ市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第22条 偽りその他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処す

る。

2 次の各号の一に該当する者は、10,000円以下の過料に処する。

- (1) 第3条の規定による許可を受けないで港湾施設を使用した者
又は第3条の2の規定による許可を受けないで同条各号に掲げる行為をした者
- (2) 不正の手段により第3条又は第3条の2の規定による許可を受けた者
- (3) 第3条又は第3条の2の規定による許可の条件に違反した者
- (4) その他この条例又はこの条例に基づく処分に違反した者

(委任)

第23条 この条例実施のための手続その他その執行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、昭和24年8月1日から適用する。

(第2項から第4項まで省略)

別表第1 (第2条の2第1項、第2項及び第5項)

区 分	港 湾 施 設	指定管理者の選定の方法
物流等関連施設	出田町ふ頭C岸壁 瑞穂ふ頭岸壁 山内ふ頭岸壁 本牧ふ頭新建材の岸壁 小型油槽船係留さん橋 引き船係留施設 大黒ふ頭の上屋 出田町ふ頭の上屋 (付属建物を含む。) 山内ふ頭上屋 山下ふ頭の上屋 (航空貨物ターミナルを	横浜市の在来貨物及び建材等の取扱いに関する施策の方針を理解し、物流施設の使用状況、実情等を把握して、適切かつ公平に物流施設の使用の調整を行うものを選定する。

除く。)

本牧ふ頭の上屋（コンテナ上屋を除く。）

）

鶴見地区港湾施設用地 I

大黒ふ頭港湾施設用地 I

出田町ふ頭港湾施設用地 I

瑞穂ふ頭港湾施設用地 I

山内ふ頭港湾施設用地 I

みなとみらい中央地区港湾施設用地 I

山下ふ頭港湾施設用地 I

本牧ふ頭港湾施設用地 I

南本牧ふ頭港湾施設用地

金沢木材ふ頭港湾施設用地

大黒ふ頭の在来貨物ターミナル用地

山下ふ頭の在来貨物ターミナル用地

本牧ふ頭の在来貨物ターミナル用地

金沢木材ふ頭在来貨物ターミナル用地

大黒ふ頭の荷さばき地

出田町ふ頭の荷さばき地

瑞穂ふ頭の荷さばき地

山内ふ頭A号荷さばき地

山下ふ頭の荷さばき地

本牧ふ頭の荷さばき地

金沢木材ふ頭の荷さばき地

末広町物揚場

出田町ふ頭西物揚場

瑞穂ふ頭物揚場

みなとみらい中央物揚場

本牧ふ頭D突堤先端物揚場

金沢木材ふ頭の物揚場

大黒ふ頭の道路（大黒ふ頭1号線、3号線、6号線、18号線及び21号線を除く。）

）

出田町ふ頭の道路（出田町ふ頭1号線を除く。）

瑞穂ふ頭の道路（瑞穂橋を含む。）

山下ふ頭の道路

本牧ふ頭A突堤の道路（臨港道路本牧A

	<p>突堤連絡線を除く。)</p> <p>本牧ふ頭B突堤の道路</p> <p>本牧ふ頭B—C間の道路</p> <p>本牧ふ頭C突堤中央道路</p> <p>本牧ふ頭C—D間の道路</p> <p>本牧ふ頭D突堤の道路</p> <p>南本牧ふ頭1号線、5号線、6号線及び南本牧大橋側道</p> <p>金沢木材ふ頭1号線及び2号線</p> <p>大黒ふ頭管理センター事務所</p> <p>本牧ふ頭総合ビル</p> <p>本牧新建材ふ頭事務所</p> <p>大黒ふ頭の上屋事務所</p> <p>山内ふ頭上屋事務所</p> <p>山下ふ頭の上屋事務所（航空貨物ターミナル事務所を除く。)</p> <p>本牧ふ頭の上屋事務所（コンテナ上屋事務所を除く。)</p> <p>小型油槽船係留さん橋事務所</p> <p>本牧ふ頭A突堤事務所</p> <p>本牧A突堤基部事務所</p> <p>小型油槽船係留さん橋休憩所</p> <p>大黒ふ頭2号物揚場休憩所</p> <p>港湾労働者山内ふ頭休憩所</p> <p>本牧ふ頭B突堤2号上屋付属シャワー施設</p> <p>本牧ふ頭C突堤3・4号上屋付属シャワー施設</p> <p>本牧ふ頭C突堤労働者休憩所</p> <p>本牧ターミナルオフィスセンター休憩施設</p> <p>南本牧ふ頭休憩施設</p> <p>大黒ふ頭緑地</p>	
<p>大さん橋</p>	<p>大さん橋国際客船ターミナル</p> <p>大さん橋駐車場</p>	<p>市長が特別の事情があると認める場合を除き、公募する。</p>
<p>臨港パーク等関連施設</p>	<p>みなとみらいさん橋A</p> <p>みなとみらいさん橋B</p>	<p>市長が特別の事情があると認める場合を除き、公募</p>

	みなとみらいさん橋C みなとみらいさん橋D みなとみらいさん橋附属旅客施設 臨港パーク駐車場 国際交流ゾーン 臨港パーク	する。
港湾厚生関連施設	大黒ふ頭港湾厚生センター（敷地を含む。） 大黒ふ頭レストハウス（敷地を含む。） 出田町ふ頭港湾厚生センター（敷地を含む。） 横浜市港湾労働会館（敷地を含む。） 山下ふ頭港湾厚生センター（敷地を含む。） 本牧ふ頭港湾厚生センター（敷地を含む。） 港湾労働者本牧ふ頭厚生施設（敷地を含む。） 本牧ふ頭B突堤厚生施設	横浜市の港湾関係者の福利厚生に関する施策の方針を理解し、港湾関係者の福利厚生を増進するための事業を自ら企画し、及び実施するものを選定する。
日本丸メモリアルパーク	日本丸メモリアルパーク	市長が特別の事情があると認める場合を除き、公募する。
横浜港シンボルトワー	横浜港シンボルトワー 横浜港シンボルトワー駐車場	市長が特別の事情があると認める場合を除き、公募する。
八景島	八景島さん橋 八景島西浜さん橋 八景島大橋 八景島客船ターミナル 八景島緑地	八景島に係る横浜市の整備に関する方針を理解し、広域的なレクリエーション拠点として緑地等を管理し、及び運営し、並びに八景島のにぎわいを創出するものを選定する。

別表第1の2（第2条の2第5項、第2条の4第1項、第21条第1項）

名	称	担	任	事	務
---	---	---	---	---	---

横浜市物流等関連施設等指定管理者選定評価委員会	別表第1の物流等関連施設の項及び港湾厚生関連施設の項に掲げる港湾施設の指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該港湾施設の管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
横浜市大さん橋等指定管理者選定評価委員会	別表第1の大さん橋の項、臨港パーク等関連施設の項及び日本丸メモリアルパークの項に掲げる港湾施設の指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該港湾施設の管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務

別表第2（第17条第1項第2号ア(ア)）

種 別		単 位	ホール1室（全面）の利用料金	
			平 日	日曜日、土曜日 及び休日
第1ホール 第2ホール	一 般 利 用	全 日	400,000円	500,000円
	市 民 利 用	全 日	40,000円	50,000円
		1時間につき（ 昼間に利用する 場合に限る。）	3,000円	3,750円
		夜 間	20,000円	25,000円

（備考）

- 1 「平日」とは日曜日、土曜日及び休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。
- 2 「一般利用」とは、市民利用以外の利用をいう。
- 3 「市民利用」とは、横浜市内に住所若しくは勤務場所を有する者又は横浜市内の高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒、高等専門学校、専修学校若しくは各種学校の高等学校に相当する課程に在学する者、大学の学生若しくはこれらに準ずると認められる者

で、16歳以上のものが、入場料その他これに類するものを会場及び催物等に参加する者から徴収せずに、又は営利を目的とせずに利用することをいう。

4 「全日」とは午前9時から午後10時までをいい、「昼間」とは午前9時から午後5時までをいい、「夜間」とは午後5時から午後10時までをいう。

5 同一人が同一目的で30日以上連続してホール1室（全面）を利用する場合（一般利用の場合に限る。）の利用料金の額は、1日につき250,000円とする。

6 ホール1室（全面）をその利用に伴う準備又は撤去を行うことのみを目的として利用する場合における当該準備又は撤去を行うことのみを目的とした利用に係る利用料金の額は、この表に定める全日の利用料金の額に10分の5を乗じて得た額とする。

7 ホールを100平方メートル単位で利用する場合（第1ホールの一般利用を除く。）の利用料金の額は、100平方メートルにつきこの表又は6に定める利用料金の額に20分の1を乗じて得た額とする。

別表第3（第17条第1項第4号ア）

種 別	単 位	利 用 料 金	
		大 人	小 人
常設展示室、特別展示室及び資料閲覧室を利用する場合	1人1回につき	600円	300円
資料閲覧室のみを利用する場合		100円	
保管され、又は展示されている資料等について、学術研究等の	1日1点につき	2,000円	

ため、撮影、模写等をする場合			
特別展示室 を会合及び 催物等に利 用する場合	入場料その他これ に類するものを当 該会合及び催物等 に参加する者から 徴収する場合	1日につき	42,000 円
	入場料その他これ に類するものを当 該会合及び催物等 に参加する者から 徴収しない場合		10,500 円

(備考)

- 1 小人とは、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及びこれらに準ずるものを含む。以下同じ。）の児童及び中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及びこれらに準ずるものを含む。）の生徒をいう。
- 2 小学校に就学するまでの者が常設展示室、特別展示室及び資料閲覧室を利用する場合又は資料閲覧室のみを利用する場合の利用料金は、無料とする。
- 3 特別の企画による展示を行っている期間中に常設展示室、特別展示室及び資料閲覧室を利用する場合の利用料金の額は、この表に定める当該利用に係る利用料金の額に 200 円を加算した額とする。
- 4 会合及び催物等を目的とする特別展示室の利用に伴う準備又は撤去を行うことのみを目的として利用する場合における当該準備又は撤去を行うことのみを目的とした利用に係る利用料金の額は、この表に定める当該利用に係る利用料金の額

に10分の5を乗じて得た額とする。

別表第4（第17条第1項第4号イ）

種 別	単 位	利 用 料 金	
		昼 間	夜 間
第 1 会 議 室	1時間までごとに	2,000円	2,400円
第 2 会 議 室		1,000円	1,200円
小 会 議 室		1,000円	1,200円
第 3 会 議 室		1,500円	1,800円

（備考）

「昼間」とは午前9時から午後5時までをいい、「夜間」とは午後5時から午後10時までをいう。

